

議事（ 1 ）

起草部会の設置について

村上市市民憲章等審議会第 7 条により、下記の者を起草部会委員に指名します。

\_\_\_\_\_  
委員

\_\_\_\_\_  
委員

\_\_\_\_\_  
委員

\_\_\_\_\_  
委員

\_\_\_\_\_  
委員